

# 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案の概要

## 趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

#### ①任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。

<記録の範囲>

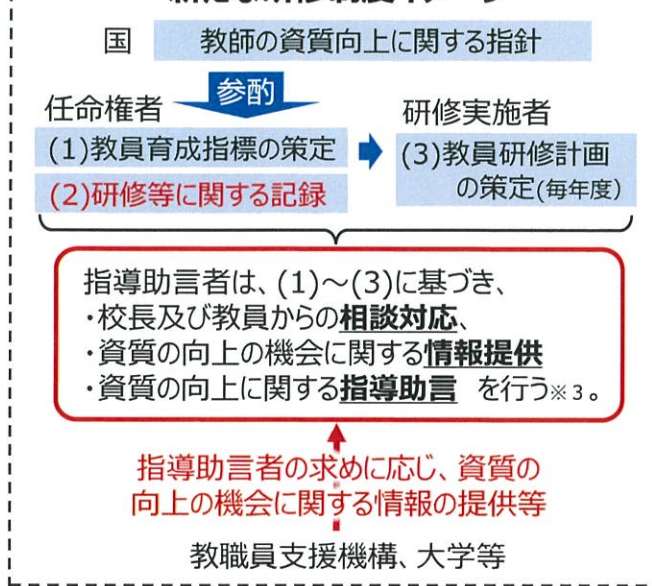
- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

#### ②指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

#### ③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構(NITS)や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

#### ④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

#### 新たな研修制度イメージ



※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。

### 2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

#### ①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

#### ②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。

### 3. その他(教育職員免許法の一部改正)

#### ①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

#### ②主として社会人を対象とする教職特別課程(普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)について、修業年限を1年以上に弾力化する。

## 施行期日

令和4年7月1日(1.の規定は令和5年4月1日)

# 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿のイメージ

## 教育委員会・学校管理職等

- 研修機会の充実、研修内容・方法が適時見直される仕組み
- 日常的なOJT、校内研修等の充実
- 学びの成果の可視化と組織的共有
- 管理職等のマネジメントの下での「協働的な職場づくり」や主体的・自律的な研修に向けた全校的な推進体制
- 必ずしも主体性を有しない教師への対応（職務命令／人事上・指導上の措置）
- 学校における働き方改革の推進

研修履歴を記録

研修の実施/受講の奨励

対話

研修の受講・振り返り

アクセス  
(研修履歴の振り返り)

## 教師

- 教師自らの主体的な学びのマネジメント
- 個別最適・協働的な教師の学び
- 適切な目標設定と現状把握
- 自らの経験や他者から学ぶといった「現場の経験」も含む学び

学び続ける教師へ

学習コンテンツの提供

履修証明

研修受講履歴記録システム  
(仮称)

新しい姿の高度化を支える3つの仕組み

- ✓ 学習コンテンツの質保証
- ✓ ワンストップ的に情報を集約しつつ、適切に整理・提供するプラットフォーム
- ✓ 学びの成果を可視化するための証明

研修の受講  
(集合型研修/オンライン等)

関係者による協議や協働を進めるための体制整備  
(協議会やコンテンツの共同作成など)

学習コンテンツ・研修プログラムの開発・提供

研修プログラムの提供

大学/教職大学院

民間・教育関係団体

(独) 教職員支援機構

- 研修受講履歴記録システム(仮称)の構築・運用に参画し、3つの仕組みを構築・運用し、これらを一体的に構築・運用
- 教育委員会等と質の高い研修コンテンツ(標準的な動画コンテンツなど)を継続的・計画的に共同作成

文部科学省

- 教師の資質能力に関する指針の改正やガイドラインの策定
- パーティーチャー等のための学習コンテンツの開発

# 「教師不足」に関する実態調査(令和3年度実施)①

- ✓ 学校に配置されている教員定数に対する「教師不足」の割合は高等学校が最も低く0.1%、他は小学校は0.26%、中学校は0.33%、特別支援学校は0.26%となっている<R3.5.1>。
- ✓ 始業日時点から5月1日時点の間においても、都道府県・指定都市等の人材確保の取組により不足数は小中合計で見ると0.07ポイント改善。

## (1) 「教師不足」の状況(5月1日時点)

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている 学校数(E)	割合 (E/D)
小学校	379,598	380,198	979	0.26%	18,991	794	4.2%
中学校	218,504	219,123	722	0.33%	9,324	556	6.0%
小中学校合計	598,102	599,321	1,701	0.28%	28,315	1,350	4.8%
高等学校	159,688	159,837	159	0.10%	3,502	121	3.5%
特別支援学校	78,474	78,632	205	0.26%	1,086	120	11.0%
合計	836,264	837,790	2,065	0.25%	32,903	1,591	4.8%

## (参考) 「教師不足」の状況(始業日時点)

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている 学校数(E)	割合 (E/D)
小学校	378,481	379,345	1,218	0.32%	18,991	937	4.9%
中学校	217,856	218,641	868	0.40%	9,324	649	7.0%
小中学校合計	596,337	597,986	2,086	0.35%	28,315	1,586	5.6%
高等学校	159,368	159,576	217	0.14%	3,502	169	4.8%
特別支援学校	78,309	78,517	255	0.32%	1,086	142	13.1%
合計	834,014	836,079	2,558	0.31%	32,903	1,897	5.8%

(注1) 「学校に配置されている教師の数」は、正規教員・臨時的任用教員・非常勤講師・再任用教員の人数(養護教諭・栄養教諭等を除く)。なお、「非常勤講師」、「再任用教員(短時間)」は、フルタイム勤務に対する勤務時間数に応じた人数(換算数)として計算している。

(注2) 「学校に配当されている定数」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市(指定都市を除く。)町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。

(注3) 「非常勤講師」、「再任用教員(短時間)」は、それぞれ始業日、5月1日時点に在籍する者を対象とする。

(注4) 本校・分校それぞれ別の学校として計上し、また、児童生徒が在籍していない学校は除く。

(注5) 一部の自治体では当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置しており、この場合は不足数を「0」として計算。そのため、上記において、(B-A)と「不足(C)」が一致しない。

# 「教師不足」に関する実態調査(令和3年度実施)②

- ✓ 小学校における本来学級担任ではない役割の教師が学級担任を代替する「学級担任不足」は5月1日時点で全国で474件。
- ✓ 学級担任を代替しているのは、①指導体制の充実のために配置を予定していた教員(143件)と②生徒指導の充実のため配置された教師(37件)、③主幹教諭・指導教諭・教務主任(205件)の他に、④管理職が代替するケース(53件)も存在。
- ✓ 中学校および高等学校において、当該教科の教師がいないことにより当該教科の必要な授業を行えていないという「教科担任不足」の発生している例は、5月1日時点で中学校で16校、高等学校で5校。ただし、教育委員会に対し聞き取りを行ったところ、5月中には概ね解消、遅くとも7月時点ではすべて解消している。

(表2) 令和3年度5月1日時点での小学校における学級担任の代替状況

	小学校の学級担任の総数	本来の学級担任を代替している人数	左記の内訳					左記が生じている学校数
			①指導方法工夫改善などの指導体制の充実のために配置を予定していた教員	②児童生徒支援などの運営体制の充実のために配置を予定していた教員	③主幹教諭・指導教諭・教務主任	④校長・副校長・教頭	⑤ その他	
小学校の学級担任不足	268,201	474 (0.18%)	143	37	205	53	36	367

(注) ⑤のその他には、初任者研修に係る拠点校指導教員などを含む。

(表3) 令和3年度5月1日時点での中学校・高等学校における「教科担任不足」の状況

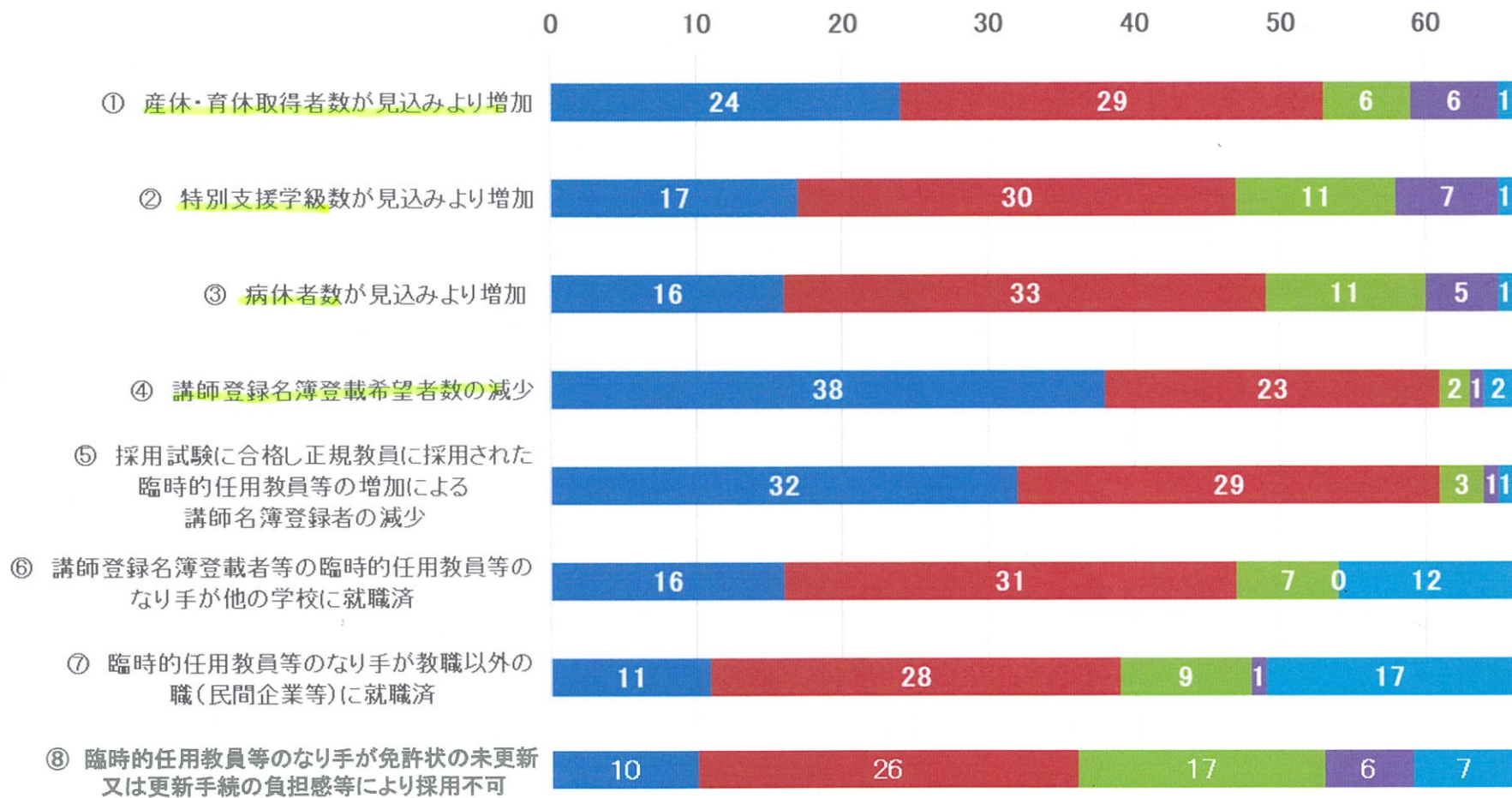
中学校				高等学校	
担当教科	学校数	担当教科	学校数	担当教科	学校数
数学	1	技術	1	国語	1
理科	1	家庭	8	理科	1
音楽	2	外国語(英語)	1	保健体育	1
美術	2	合計	16	家庭	2
				合計	5

(参考) 中学校全体は9,324校、高等学校全体は3,502校。

# 「教師不足」に関する実態調査(令和3年度実施)③

- ✓ 教育委員会が認識している「教師不足」の発生要因としては、産休・育休取得者数、特別支援学級数、病休者数の増加により必要となる臨時的任用教員が見込みより増加したこと。
- ✓ また、もともと臨時的任用教員として勤務していた者の正規採用が進んだこと、臨時的任用教員のなり手がすでに他の学校や民間企業等に就職済であることによる講師名簿登載者の減少が大きい。

教師の確保の状況に関するアンケート結果



■ よくあてはまる  
 ■ どちらかといえばあてはまる  
 ■ どちらかといえばあてはまらない  
 ■ あてはまらない  
 ■ わからない

# 公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

## ● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「**指針**」への格上げ
- ② 休日の「**まとめ取り**」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

## ● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進

（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

### 上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- <上限時間> ① **1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**  
 ② **1年間の時間外在校等時間について、360時間以内** 等

### 平成28年度の時間外在校等時間の状況（平成28年度勤務実態調査等を踏まえ推計）

小学校：月約59時間、年約700時間  
 中学校：月約81時間、年約1,000時間

### 少人数学級の推進

- ・40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備

### 小学校高学年における教科担任制の推進

- ・令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ
- ・報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進

### 支援スタッフの配置支援

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援
- ・情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置）
- ・教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）

### 部活動の見直し

- ・令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開
- ・運動部活動の地域移行に関する検討会議において、地域における受け皿の整備方策等について検討

### 教員免許更新制の発展的解消等

- ・現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消に向けた具体的な検討・調整
- ・新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施

### ICT環境の整備支援

- ・GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備
- ・ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開
- ・ICTを活用した校務効率化を推進するため、専門家会議を設置（R3.12）して検討
- ・統合型校務支援システムの導入促進（地方財政措置）

### 学校向け調査の削減

- ・スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。  
※国の定期的な調査件数（H19：34件→R3：26件）
- ・統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定

### 全国学力・学習状況調査のCBT化

- ・CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

## ● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- ・「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
- ・**好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3）、事例集作成（R2.3、R3.3）等）

## ● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進

実施割合（R3.9.1時点）

都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	85.9%

## ● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

## ● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

## ● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

## ● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

## ● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年度に教員勤務実態調査を実施

中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め検討を実施